

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年七月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年七月二十三日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 大 山 裕

路線名	青山熊谷線
供用開始の区間	熊谷市高本字反町一八八番一地先から 同市中曾根字北町二〇一八番地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)
供用開始の期日	令和元年七月二十三日 (午後二時)
備考	平成二十九年十一月十七日付け埼玉県熊谷県土整備事務所 長告示第二十一号で告示した道路予定区域の一部供用開始 である。 延長一一七四・〇〇メートル